

ONE SUSAMI会則

(名称)

第1条 本会は、ONE SUSAMI（ワンスサミ）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、〒649-2621 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見2341
すさみ町多世代交流施設E' cora内

(目的)

第3条 本会は、地域共生社会実現に関する活動を行うことにより、すさみ町民が地域課題を多様性を
用いて町民が協力しあい解決することを目的とし2024年6月1日に設立する。

- ・ 地域の人々が協力し合える環境づくりを行う
- ・ 住民間または他地域間とのコミュニケーションを大切にす取り組みを行う
- ・ すさみ地域の文化や歴史を大切にす活動を行う
- ・ すさみ町の自然環境保全に住民が主体となつて取り組む
- ・ すさみ町をはじめとする紀南地域の活性化を図る

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために社会共生活動を行い次の事業を実施する。

- (1) すさみの多世代交流型地域食堂の運営
- (2) 高齢者活力報酬型サロンの運営
- (3) 地域内雇用創出と収益モデル事業の実施
- (4) その他、すさみ町内の事業開発全般

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会したものとする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表に提出し、理事会の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 1,000円
- (2) 賛助会員 3,000円

(退会)

第8条 会員は、退会届を事務局に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 米村栄一 すさみ町周参見2493
- (2) 副代表
- (3) 監査役

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 代表は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、これに事故があるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 監査役は、本会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(総会)

第12条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。

ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第14条 役員会は役員を持って構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第15条 代表は、毎事業年度終了後2か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(事務局)

第17条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第18条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(変更)

第19条 この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、2024年6月1日から施行する。